

駿河海岸保全検討委員会 規約

(名称)

第1条 本会は、「駿河海岸保全検討委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、駿河海岸の海岸保全に関する以下の技術的な検討を行うことを目的とする。

- (1) 離岸堤・養浜に関する事項
- (2) 粘り強い海岸堤防整備に関する事項
- (3) その他駿河海岸の保全に関する事項

(構成等)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員により構成する。

(委員等)

第4条 委員会には、委員長を置く。

1. 委員長は、委員の互選により選任する。
2. 委員長は、委員会を代表し会務を統括する。
3. 委員長が不在の場合、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。
4. 委員長は、委員会の運営にあたり別表の外に委員が必要と認められる場合、委員の承認を得て追加変更する。

(運営)

第5条 委員会は、委員長が必要と認める時、もしくは委員から要請があった場合に開催する。
また、会議の議長は、委員長がこれにあたる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、国土交通省中部地方整備局静岡河川事務所に置く。

(意見聴取)

第7条 委員会が、必要と認める時は、委員以外（参考人）に出席を求め、意見を聴取することができる。

(委員会の公開)

第8条 委員会は、原則公開とする。

(雑則)

第9条 この規約に定めない事項については、必要に応じて委員会の承認を得て定めるものとする。

(附則)

この規約は、平成２８年 ３月 ７日から施行する。

この規約は、平成２８年 ６月２８日から施行する。

この規約は、平成２８年 ９月２７日から施行する。

この規約は、平成２９年１１月 ７日から施行する。

この規約は、平成３０年１１月 ９日から施行する。

この規約は、令和 ２年 ３月 ３日から施行する。

この規約は、令和 ２年 ９月 ２日から施行する。

この規約は、令和 ３年１０月２９日から施行する。

この規約は、令和 ４年１０月２８日から施行する。

この規約は、令和 ５年１１月１０日から施行する。

この規約は、令和 ７年 ２月２６日から施行する。

別表

駿河海岸保全検討委員会 委員名簿

役 職	氏 名	備 考
高知工科大学システム工学群 教授	佐藤 慎司	委員長
名古屋大学大学院工学研究科 社会基盤工学専攻 教授	水谷 法美	
静岡大学防災総合センター 准教授	原田 賢治	
国土交通省国土技術政策総合研究所 河川研究部海岸研究室長	柴田 亮	
静岡県交通基盤部 河川砂防局長	山田 真史	
国土交通省中部地方整備局 河川部 河川調査官	堀 謙一郎	
国土交通省中部地方整備局 静岡河川事務所長	阿部 聡	